

国民健康保険・国民年金に加入の皆さんへ

春は退職・就職シーズンです 国民健康保険・国民年金の届出は忘れずに

●問合せ 住民課 内線257・358

会社を退職または就職される方、引越しされる方などは、次のような届出が必要です。職場の健康保険などに加入しても、国民健康保険の資格は自動的に喪失しません。必ず届出をしてください。

■国民健康保険の手続きが遅れると

- (1)加入の月までさかのぼって保険税を納めることになるため、一回あたりの納税額が大きくなります。
- (2)医療費が全額自己負担になる等、かかった医療費を返還してもらう場合もあります。

【すべての届出に共通して必要なもの】

- ・届出人の身分証明書(運転免許証等)
- ・届出人と国民健康保険へ加入・脱退される方の個人番号の確認できるもの(マイナンバーカード等)

※子どもが生まれたときは、届出人のみ必要となります。

| こんなときは14日以内に届出をしてください | | 届出に必要なもの | |
|-----------------------|--|--------------------------------------|----------------------------------|
| これから加入する場合 | ①他の市町村から転入したとき | 外国籍の方は在留カード等 | |
| | ②職場の健康保険や厚生年金をやめたとき (退職または扶養からはずれた) | 退職日または扶養からはずれた日がわかるもの(健康保険資格喪失連絡票等) | |
| | ③子どもが生まれたとき | — | |
| | ④生活保護を受けなくなったとき | 保護廃止決定通知書 | |
| すでに加入している場合 | 脱退のとき | ⑤他の市町村へ転出するとき | 保険証 |
| | | ⑥職場の健康保険や厚生年金に入ったとき (就職または扶養に入った) | 国保と職場、両方の保険証 |
| | | ⑦国保や国民年金の被保険者が死亡したとき | 保険証、会葬礼状(葬祭費支給の場合)、喪主名義の通帳、年金証書等 |
| | ⑧生活保護を受けるようになったとき | 保険証、保護開始決定通知書 | |
| | ⑨外国籍の方が出国・転出するとき | 保険証、在留カード等 | |
| その他 | ⑩住所・氏名・世帯主等が変わったとき | 保険証 | |
| | ⑪世帯の分離や合併をしたとき | | |
| | ⑫就学のため別に住所を定めるとき | 保険証、在学証明書 | |
| | ⑬保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったとき | — | |